

# 建築物のアスベストに関する法律の改正について

- 建築物のアスベスト対策については、関連する法律の改正が順次施行されていますので、ご注意ください。
- アスベストが確認されている場合は、適正な維持管理、対処工事等が必要です。また、適法な対応を行ってください。

## アスベスト関連の法律が改正されました

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」及び「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する環境省令」について平成 18 年 3 月 1 日に施行されました（詳しい内容は 2 面参照）。

また、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 2 月 10 日に公布され、大気汚染防止法、地方財政法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されました。その他にも、労働安全衛生法施行令、石綿障害予防規則が改正されました。

## 改正の概要

石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための措置を講じ、今後の被害を未然に防止するための内容が盛り込まれています。

### 各法令の改正の概要

#### 大気汚染防止法の一部改正（平成 18 年 10 月 1 日施行）

アスベストを使用している工作物（工場のプラント等）についても、解体等の作業時における飛散防止対策の実施が義務づけられました。

#### 建築基準法の一部改正（平成 18 年 10 月 1 日施行）

建築物における健康被害を防止するため、吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール等の使用が規制されます。（詳しい内容は 3 面参照）

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

（平成 18 年 10 月 1 日施行 一部について平成 18 年 8 月 9 日施行）

石綿含有廃棄物に処理基準が規定されました。また、アスベスト廃棄物の熔融施設が法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設に追加されると共に、高度な技術による無害化処理について国の認定制度が新設されました。

#### 労働安全衛生法施行令の一部改正（平成 18 年 9 月 1 日施行）

代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等は全面禁止とし、規制の対象となる有害物について、石綿を **0.1%** を超えて含有するものとし、範囲が拡大されます。（改正前は 1%）

#### 石綿障害予防規則の一部改正（平成 18 年 9 月 1 日施行）

吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込みの作業等における石綿ばく露防止対策の充実等を図るため、封じ込め又は囲い込みの際にも様々な措置が必要となります。（詳しい内容は 2 面参照）

## 大気汚染防止法施行令・施行規則の一部改正について（平成 18 年 3 月 1 日施行）

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」及び「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する環境省令」について平成 18 年 3 月 1 日に施行されました。改正内容は以下の通りです。

### 特定建築材料について

これまでは、大気汚染防止法で定める特定建築材料が「吹付け石綿」のみでありましたが、これに「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」が追加されました。

改正前	吹付け石綿
改正後	吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

### 特定粉じん排出等作業について

大気汚染防止法で定める特定粉じん排出等作業について、特定耐火建築物等の規定や規模要件が撤廃されました。

改正前	耐火建築物又は準耐火建築物で延べ面積が500㎡以上のものを解体、改造又は補修する作業であって、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が50㎡以上であるもの
改正後	特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業

### 作業基準

これまでの作業基準については作業方法のみでありましたが、この内容に特定粉じん排出等作業を行う場合は見やすい箇所に掲示板を設けることの内容が追加されました。

#### 【掲示する事項】

- ・届出年月日、届出先、氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
- ・作業（工事）の実施の期間      ・作業の方法      ・現場責任者の氏名及び連絡場所

## 石綿障害予防規則の一部改正について（平成 18 年 9 月 1 日施行）

### 石綿障害予防規則の一部改正について

#### ①吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置

封じ込め又は囲い込みの作業について、除去作業に準じた措置を行わなければなりません。

#### ②石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置

労働者を臨時に就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び保護衣または作業衣を使用させなければなりません。

#### ③器具、工具、足場等の持ち出しの禁止

石綿を含む建材等の解体等、封じ込め又は囲い込み作業を実施した場合、器具、工具、足場等について、付着した石綿を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはなりません。

# 改正建築基準法・同施行令（建築物のアスベスト対策）について

（平成 18 年 10 月 1 日施行）

石綿による健康被害を防止するため、建築物における石綿の飛散の恐れのある建築材料の使用が規制されることとなり、平成 18 年 10 月 1 日以降に着工する建築物に適用となりますので、ご注意下さい。

## 建築基準法による石綿規制の内容について

① 建築材料への石綿等の添加及び石綿等をあらかじめ添加した建築材料の使用禁止。

○ 吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の 0.1% を超えるもの（以下「石綿等規制材料」という。）の使用禁止。

② 増改築時における除去等を義務付け。

○ 増改築時には、原則として既存部分の石綿等規制材料の除去を義務づける。

○ 増改築部分の床面積が増改築前の床面積の 1 / 2 を超えない増改築時には、増改築部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を許容する。

○ 大規模修繕・模様替時には、大規模修繕・模様替部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を許容することができる。

○ 封じ込めや囲い込みの措置の基準は以下のとおりである。

(1) 封じ込めの措置の基準

・ 石綿飛散防止材を用いて、石綿が添加された建築材料を被覆し、又は添加された石綿を建築材料に固着させること。

・ 石綿が添加された建築材料に著しい劣化、損傷等がある場合に当該部分から石綿が飛散しないようにする措置を行うこと。

(2) 囲い込みの措置の基準

・ 石綿が添加された建築材料を板等の石綿を透過しない材料で囲い込むこと。

・ 石綿が添加された建築材料に著しい劣化、損傷等がある場合に当該部分から石綿が飛散しないようにする措置を行うこと。

○ 工作物についても、石綿等規制材料に関して、建築物同様の規制を行うこと等。

③ 石綿の飛散の恐れのある場合に勧告・命令等を実施。

○ 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、勧告・命令等を実施できる。

④ 報告聴取・立入検査を実施。

○ 上記③に関して、報告聴取・立入検査を実施できる。

⑤ 定期報告制度による閲覧の実施。

このリーフレットは、「建築物の吹付けアスベスト等の対策について」のパンフレットの追加資料です。

# 石綿を含む建築物の解体等に関する各制度について

✚ 石綿を含む建築物の解体等について、下表のとおり規模や内容により、事前の石綿使用調査や届出が必要とされています。

✚ 解体等の作業には、作業基準の遵守など石綿の飛散防止に留意して実施する必要があります。

	石綿障害予防規則	建設リサイクル法	大気汚染防止法	廃棄物処理法
所管機関	国（和歌山労働局）	県（都市政策課）	県（環境管理課）	県（廃棄物対策課）
制度の趣旨・目的	労働者への健康被害の予防	建築物解体等に係る資材の再資源化等の促進による生活環境の保全	大気汚染に関する国民の健康保護と生活環境の保全	廃棄物の適正な処理による生活環境の保全
制度の対象	① 建築物から吹付け石綿の除去作業 ② 石綿を含有する保温材・断熱材・耐火被覆材使用建築物の解体等作業 ③ 石綿を含有する成型板使用建築物の解体等作業	建築物の解体  （石綿等の付着物の有無の事前調査と事前措置）	① 吹付け石綿使用建築物等の解体等作業 ② 石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材使用建築物等の解体等作業	石綿使建築物解体時以降の石綿廃棄物の適正処理
作業計画等届出の対象	①および② （規模要件なし） （※：①のうち耐火・準耐火建築物からの除去作業の届出根拠は労働安全衛生法）	延べ床面積 80 m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体 （詳しくは「建設リサイクル法」のパンフレットで確認ください）	①および② （規模要件なし）	—
届出義務者	事業者（施工者）	発注者	施工者	—
事前着手前届出期限	① 14日前 ② 工事開始前 （①のうち※以外の吹付け石綿の除去作業は工事開始前）	7日前	14日前	—
届出窓口	各労働基準監督署	県庁都市政策課 各振興局建設部	各市町村環境担当課 各保健所衛生環境課	—
適用時期	計画から解体時	計画から解体時	計画から解体時	解体から処分時
未解体建築物の石綿の除去規制	事業所における劣化吹付け石綿の除去義務（施設所有者）	—	—	—

※「建設リサイクル法」「大気汚染防止法」の届出窓口については、作業箇所が和歌山市内の時は、和歌山市役所（「建設リサイクル法」は産業廃棄物課、「大気汚染防止法」は環境政策課）が届出窓口となりますので、ご注意ください。

